

貯金保険法に基づくお客様の届出情報の整備について

貯金保険法により、同一ＪＡ内に複数の貯金口座を有する貯金者については、それらの貯金金額を合算するなど、保護対象金額を確定することが必要となります。（この保護対象金額の確定作業を「名寄せ登録」といいます。）

これに伴い、全国のＪＡバンクは、平常時から貯金者のカナ氏名、生（設立）年月日、電話番号等の「名寄せ」に用いる貯金者データを整備しておくことが、貯金保険法第 57 条の 2、第 60 条の 3 の規定によって義務付けられています。

万が一保険事故が発生した場合、保護対象金額を迅速に確定し、お客様が円滑に貯金の払い戻し等を受けられるためのものです。また万一、金融機関に保険事故が発生した時に貯金者データが未整備の場合は、「名寄せ」作業ができず、お客様の貯金が円滑に払い戻しできない恐れがあります。

このため、当ＪＡからお客様のご住所、お名前、生年月日（法人の場合 設立年月日）、電話番号をご確認させていただくことがございますので、上記主旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

（なお、当組合の役職員がキャッシュカード等の暗証番号をお聞きすることはございません。）

また、お引っ越しやご結婚等でご住所、お名前、電話番号がご変更となった場合には貯金窓口へのお届けが必要となりますので、お手続きをいただきますようお願いいたします。

貯金保険制度の詳細は、貯金保険機構のホームページをご覧ください。

<http://www.sic.or.jp/>